

福岡市第2期展示場等整備事業 実施方針（変更）

平成29年12月

福岡市

I 用語の定義

この実施方針において次の各号に掲げる用語の定義は、本文中に明示されているものを除き、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 事業全体に関する用語

- (1) **本事業** 福岡市第2期展示場等整備事業をいう。

2 体制に関する用語

- (2) **応募者** 本事業の実施にかかる総合評価一般競争入札に応募する事業グループをいい、本事業にかかる設計企業、建設企業、工事監理企業及び維持管理企業を含む複数の企業等により構成されるグループをいう。
- (3) **構成員** 応募者を構成する法人の一部で、事業者に出資を行う法人をいう。他の応募者の構成員、協力企業として参画することは認められない。
- (4) **協力企業** 応募者を構成する法人の一部で、事業者から設計業務、工事監理業務、建設業務又は維持管理業務を受託し、又は請け負う法人で、かつ、事業者に出資を行わない法人をいう。
- (5) **落札者** 本事業の実施にかかる総合評価一般競争入札の方法により選定された応募者をいう。
- (6) **事業者** 本事業を実施することを目的として、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として落札者の構成員が設立する特別目的会社をいい、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により特定事業を実施する者として選定された者をいう。
- (7) **設計企業** 事業者が、設計業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる構成員や協力企業をいう。
- (8) **建設企業** 事業者が、建設業務の全部又は一部を請け負わせる構成員や協力企業をいう。
- (9) **工事監理企業** 事業者が、工事監理業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる構成員や協力企業をいう。
- (10) **維持管理企業** 事業者が、維持管理業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる構成員や協力企業をいう。

3 施設に関する用語

- (11) **本施設** 本事業により整備される、第2期展示場、立体駐車場及び大屋根広場を、個別に、又は総称していう。
- (12) **既存MICE施設** マリンメッセ福岡、福岡国際会議場及び福岡国際センターをいう。

4 その他の用語

- (13) **提案書** 応募者が市に対して提出した書類等及び図面等に含まれる本事業に関する一切の提案をいう。
- (14) **サービス対価** 本事業の履行の対価として市が事業者に対して支払う金銭又はその金額をいう。サービス対価は、施設整備の対価及び維持管理の対価から構成される。

目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項	2
1	事業内容	2
2	特定事業の選定及び公表に関する事項.....	7
第 2	入札参加に関する条件等	8
1	応募者の備えるべき入札参加資格.....	8
第 3	事業者の募集及び選定の手順に関する事項	15
1	事業者の募集及び選定.....	15
2	入札スケジュール（予定）	15
3	入札手続	16
4	入札に関する留意事項.....	20
第 4	落札者の決定	23
1	最優秀提案者の選定.....	23
2	検討委員会の設置（平成 28 年 11 月 24 日設置）	23
3	審査の方法	23
4	落札者の決定.....	23
5	検討委員会事務局.....	23
6	審査結果の通知.....	23
7	審査結果の公表.....	24
第 5	契約手続等	25
1	基本協定の締結.....	25
2	特別目的会社（SPC）の設立等の要件.....	25
3	契約手続き	25
4	基本協定及び事業契約を締結しない場合の条件.....	25
5	契約の概要	26
6	契約金額	26
7	契約の保証	26
8	契約金額の内訳の公表.....	26
9	融資金融機関との協議.....	26
10	疑義対応	26
11	管轄裁判所の指定.....	26
第 6	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	27
1	基本的な考え方.....	27
2	予想されるリスクと責任分担.....	27

3	モニタリング等.....	27
第7	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	29
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	29
2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合.....	29
3	金融機関等と市の協議及び直接協定.....	29
第8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	30
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	30
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	30
3	その他の支援に関する事項.....	30
第9	その他.....	31
1	特定事業の選定の取消し.....	31
2	情報公開及び情報提供.....	31
3	問い合わせ先	31

別紙 閲覧資料リスト

福岡市（以下、「市」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号最終改正平成 28 年法律第 51 号。以下、「P F I 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、福岡市第 2 期展示場等整備事業（以下、「本事業」という。）に関する実施方針を平成 28 年 12 月 21 日に公表したところであるが、その一部について変更を行ったため、次のとおり公表する。

なお、本事業に関してこれまで公表した質問回答のうち有効な回答は、「有効な質問回答」に掲載するものとする。また、「平成 28 年 12 月 21 日に公表した実施方針」と「実施方針（変更）」に相違がある場合は、「実施方針（変更）」の規定が優先するものとする。

平成 29 年 12 月 19 日

福岡市長 高島 宗一郎

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

福岡市第2期展示場等整備事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

福岡市長 高島 宗一郎

(3) 事業の目的

福岡市はアジアに近く地理的な優位性を有し、都心部を中心としたまとまりのあるコンパクトな市街地の形成、多くの大学や研究機関の集積など、MICE誘致・開催において大きな強みを持っている。

国際会議の開催件数は平成21年から8年連続で国内第2位となっており、国の政策としては、平成25年に「グローバルMICE戦略都市」、平成26年には国家戦略特区「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」に指定されている。

ウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）は、マリンメッセ福岡等のMICE施設が集積するとともに、博多港には国内外との定期船やアジアからのクルーズ船が寄港するなど、国内外から多くの人々が訪れるエリアとなっており、平成27年度には「ウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）再整備構想」を策定し、天神・渡辺通地区、博多駅周辺地区に次ぐ都心部の新たな拠点を目指して再整備を進めている。

また、福岡市では「MICE機能の強化」を重要施策として位置付けており、平成24年策定の「第9次福岡市基本計画」においては、福岡都市圏内の大学、会議場、ホテルなどと連携しながら、幅広い分野の多様な要素が一体として機能するよう、拠点機能を高めるとともに、ウォーターフロント地区に集積するMICE機能の強化を目指すこととしている。

一方で、地区内の既存MICE施設は、施設稼働率はほぼ上限に達していることから、年間90件ほどの利用申込をお断りしており（平成28年度）、経済的な機会損失が生じるなど、供給力不足が課題となっている。

本事業は、第2期展示場等の整備により、供給力の向上を図り、MICE機能を強化することで、国際競争力の強化を図ることを目的とするものである。

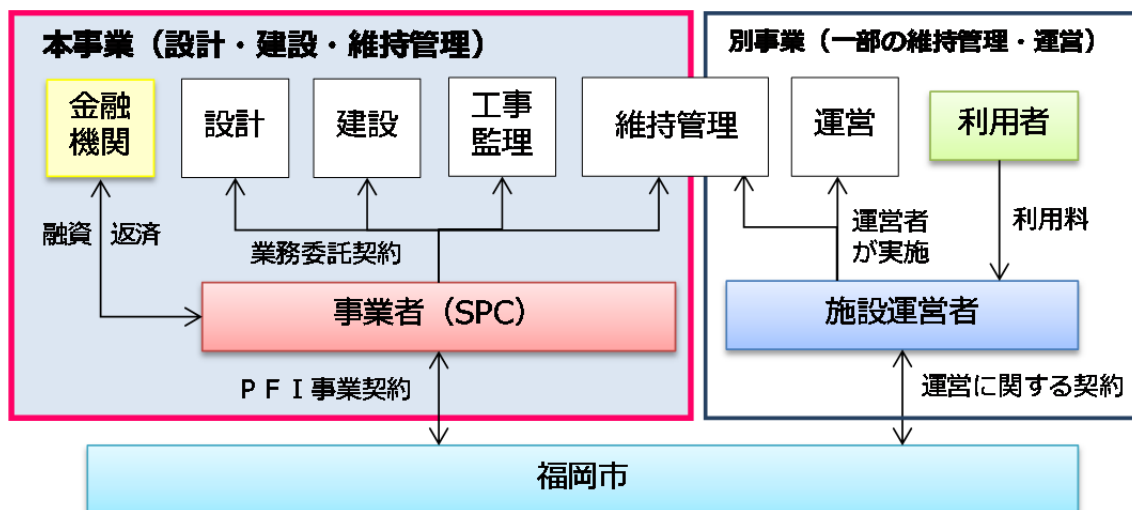
本事業の整備に当たっては、PFI事業に基づく特定事業として施設の設計、建設、維持管理を一体的に行うことにより、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活用し、施設に求める役割・機能が最大限発揮されるとともに、市の財政負担の軽減が図られることを期待するものである。

(4) 事業内容

①事業スキームの概要

本事業及び関連する事業全体のスキームは以下のとおりである。

図表 1 事業全体のスキーム図



②事業対象

本事業において整備する施設は、以下の通りである。

図表 2 本事業の施設構成

	施設構成
本施設	第2期展示場 (大屋根広場を含む) 立体駐車場

本事業では、第2期展示場 (公共施設)、立体駐車場 (公共施設)、及び第2期展示場とマリンメッセ福岡間に大屋根 (公共施設) を一体的に整備するものとする。

本施設の整備に当たっては、既存MICE施設との連携や一体的運営を考慮して行うものとする。

PFI法に基づく特定事業の対象は、本施設の設計、建設及び維持管理とする。

なお、本施設の運営は、地区内の既存MICE施設との一体的な運営を目指すため、本事業とは別に、施設運営者を選定する方針である。施設運営者については、本施設と既存MICE施設との一体的な運営を図ることにより、本事業の目的の達成につながるものと考えていることから、現時点では、既存MICE施設を一部所有・運営している一般財団法人福岡コンベンションセンターを予定して

いる。

③事業の方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理業務を行うBTO方式(Build-Transfer-Operate)により実施する。

④事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成48年3月31日までとする。

⑤事業の業務範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり予定している。

なお、具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書(案)を参照すること。

ア 事業期間全体

(ア) 統括管理業務

- a 統括マネジメント業務
- b 総務・経理業務
- c 事業評価業務

イ 設計・建設段階

(ア) 設計業務

- a 事前調査業務
- b 各種関係機関との調整業務
- c 設計及び関連業務

(イ) 建設業務

- a 建設業務及びその関連業務
- b 什器備品設置業務
- c 設備備品設置業務
- d 開業前準備支援業務

(ウ) 工事監理業務

ウ 維持管理段階

(ア) 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務

- c 修繕業務
- d 環境衛生管理業務
- e 設備備品保守管理業務
- f 植栽維持管理業務
- g 外構施設保守管理業務
- h 事業期間終了時の引継ぎ業務

⑥事業者の収入等

市は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者が提供したサービスの対価としてサービス対価を支払う。サービス対価の構成は次のとおりである。

ア 施設整備の対価

本施設の整備（設計・建設・工事監理）に要する費用及び市が分割して支払うことに伴う割賦利息等について、事業契約において予め定める額を事業契約において予め定めるスケジュールに従って事業者を支払う。

イ 維持管理の対価

本施設の維持管理に要する費用（本事業にて対象となる維持管理業務の範囲に限る）について、事業契約において予め定める額を事業契約において予め定めるスケジュールに従って事業者を支払う。

（５）事業スケジュール（予定）

本施設の設計・建設期間、開館準備期間及び維持管理期間は以下のとおりとする。

①第２期展示場（大屋根広場含む）

ア 設計・建設期間

事業契約締結日～平成 33 年 2 月 28 日

設計図書に定められた工事を完成させ、平成 33 年 2 月 28 日までに事業者は市に施設を引き渡すこと。市は、その後速やかに所有権取得手続等を行う。

イ 開館準備期間

平成 33 年 3 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

ウ 供用開始予定日

平成 33 年 4 月 1 日

エ 維持管理期間

平成 33 年 4 月 1 日～平成 48 年 3 月 31 日

②立体駐車場

ア 設計・建設期間

設計図書に定められた工事を完成させ、平成 32 年 4 月 30 日までに事業者は市に施設を引き渡すこと。市は、その後速やかに所有権取得手続等を行う。なお、立体駐車場については、設計・建設期間中に開業前準備支援業務を行うものとする。

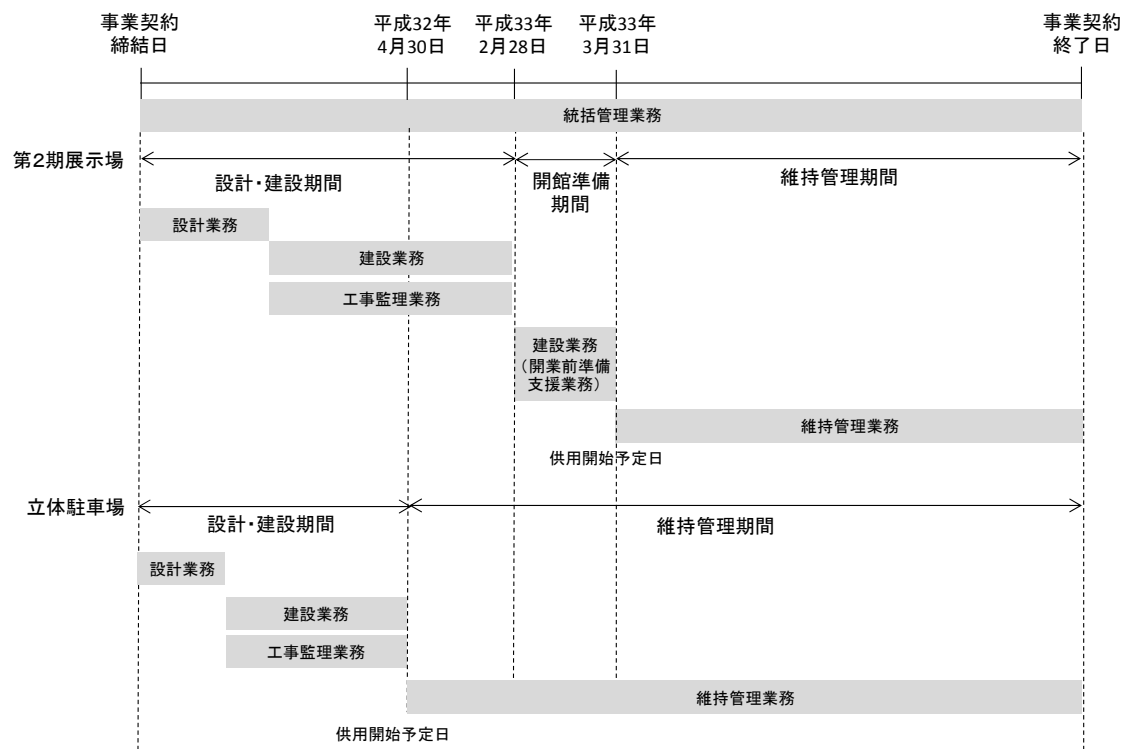
イ 供用開始予定日

平成 32 年 5 月 1 日

ウ 維持管理期間

平成 32 年 5 月 1 日～平成 48 年 3 月 31 日

図表 3 事業期間と業務の関係



(6) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定(変更)までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を市ホームページにおいて公表する。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業の選定及び公表については、次の点に留意して行う。

なお、本事業については、平成29年3月に特定事業に選定しているが、再入札にあたって、特定事業の選定の内容を変更する予定である。

(1) 特定事業の選定基準

市は、本事業をPFI事業として実施することで、事業期間を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、本事業をPFI法第7条に基づく特定事業に選定する。

(2) 特定事業の選定方法

市の財政負担見込額の算定については、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、市のホームページにおいて速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

第2 入札参加に関する条件等

1 応募者の備えるべき入札参加資格

応募者は、以下の(1)及び(2)で規定する入札参加資格の各要件を、第33(6)図表4に示す期限日(以下「参加資格確認基準日」という。)に満たす者でなければ入札に参加できない。

なお、第42で示す「福岡市第2期展示場等整備事業に係る事業者検討委員会」の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

(1) 応募者の構成等

① 応募者の構成

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備え、構成員・協力企業で構成されたグループとする。応募者が本事業の入札に参加する場合には、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず入札参加資格確認の申請及び入札手続を行うこと。代表企業は、構成員のうち最も高い出資比率を有する者とする。

なお、一般財団法人福岡コンベンションセンターは本事業に参加できないこととする。

② 構成員等の明示

入札参加資格確認の申請時に応募者を構成する各企業は、代表企業、構成員、協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

③ 構成員等による複数業務の実施

応募者の構成員又は協力企業が、本事業にて実施する業務のうち、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員(会社法第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。)を兼ねている場合をいう(以下(2)

①ク及びケにおいても同じ。)

④ 構成員等による複数応募の禁止

応募者の構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業と以下の資本関係又は人的関係にない者であること。なお、市が落札者との事業契約を締結

後、落札者とならなかった応募者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能である。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 応募者の備えるべき入札参加資格

① 共通の入札参加資格

- ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- イ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと（措置要領が掲示されているホームページアドレス：<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>）。
- ウ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- エ 市町村税を滞納していない者であること。
- オ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、

競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

キ PFI法第9条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ク 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。

- ・株式会社三菱総合研究所

(所在地：東京都千代田区永田町二丁目10番3号)

- ・株式会社俊設計

(所在地：福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番8号)

- ・渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

(所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番2号)

ケ 第42で示す「福岡市第2期展示場等整備事業に係る事業者検討委員会」の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「本条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、本条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。

サ 以下の②イに記載する建設業務を行う者にあつては、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

②個別の入札参加資格

応募者の構成員及び協力企業のうち設計業務、建設業務及び工事監理業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

なお、「ア 設計業務を行う者」、「イ 建設業務を行う者」又は「ウ 工事監理業務を行う者」でそれぞれ(ア)の要件を第21(3)に定める審査申請書の提出期限日までに満たしていない者は、第21(3)に定める審査申請を行う必要がある。

ア 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、(ウ)の要件は1者以上が該当すること。

(ア)「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

(イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(ウ) 平成 18 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に終了又は、終了予定の設計業務で、以下の a の実績を有する者であること。

a 延床面積 5,000 m²以上の新築工事（主たる用途が展示場、劇場、体育館、公会堂、集会場、その他これらに類する施設として市が認めるもの）の元請の実施設計の実績

イ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す(ア)、(イ)及び(ウ)の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、(エ)及び(オ)の要件は、必ず1者以上でいずれにも該当すること。

(ア)「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：工事）」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「工事」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

(イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

(ウ) 上記(イ)の建設工事の種類に応じて、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	900 点以上

電気工事	860 点以上
管工事	820 点以上
土木一式工事	—
上記以外の工事	—

- (エ) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式工事の総合評定値が 1,100 点以上であること。
- (オ) 平成 18 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に終了又は、終了予定の建設業務で、以下の a の実績を有する者であること。

a 延床面積 5,000 m²以上の新築工事（主たる用途が展示場、劇場、体育館、公会堂、集会場、その他これらに類する施設として市が認めるもの）の元請の施工実績

ウ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、(ウ)の要件は 1 者以上が該当すること。

(ア) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

(イ) 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(ウ) 平成 18 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に終了又は、終了予定の工事監理業務で、以下の a の実績を有する者であること。

a 延床面積 5,000 m²以上の新築工事（主たる用途が展示場、劇場、体育館、公会堂、集会場、その他これらに類する施設として市が認めるもの）の元請の工事監理の実績

(3) 競争入札参加資格の審査

この入札の公告時に、第 2 1 (2) ②に掲げる入札参加資格のうち「ア 設計業務を行う者」、「イ 建設業務を行う者」又は「ウ 工事監理業務を行う者」でそれぞれ(ア)の要件を満たしていない者は、次に従い、競争入札参加資格審査申請（以下「審査申請」という。）を行う必要がある。

①提出期間及び提出書類

ア 特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）

この入札の公告日から入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書（以下「入札参加表明書等」という。）の提出期限日まで

※資格審査には一定の期間を要するため、入札公告後速やかに必要書類等を作成の上、申請すること。

イ ④に定める必要書類

③の受付担当課が別途指定する期間内に提出すること。

②提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は提出期間内に必着のこと。）

③提出先及び持参する場合の受付時間

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所本庁舎3階
福岡市財政局財政部契約監理課管理係 電話：092-711-4181
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

④審査申請の要件及び必要書類等

次のホームページに掲載されている「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請要領」に定めるところによる。

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/qualification-wto.html>

審査申請書以外の必要書類は、上記③の受付担当課が別途指定する期間内に提出すること。

⑤審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果については、審査申請書の提出期限日までに審査申請を行った者に通知するとともに、審査申請の要件を満たすと認められた者については、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載する。

（4）構成員及び協力企業の変更

①構成員及び協力企業の変更に係る原則

参加資格確認基準日以降、応募者の構成員及び協力企業の一部又は全部が入札参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該応募者を落札者決定のための審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降の応募者の構成員及び協力企業の入替、追加、脱

退及び担当業務の変更（以下「構成員及び協力企業の変更」という。）は、原則として認めない。

②構成員及び協力企業の変更に係る特例

ア 参加資格確認基準日から入札書類（提案書）提出日の前日まで

（ア）市は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成員及び協力企業の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の入札参加資格を確認した上で、入札書類（提案書）提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、変更後の構成員、協力企業で設計業務、建設業務、工事監理の業務を行う者は、「第21（2）②個別の入札参加資格」のうち、「ア（ア）」、又は「イ（ア）」、又は「ウ（ア）」の要件を既に満たしている者でなければならない。かつ、代表企業の変更は例外なく認めない。

（イ）前号の申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

イ 入札書類（提案書）提出日から落札者決定日まで

（ア）市は、入札書類（提案書）提出日以降に応募者の構成員及び協力企業（代表企業を除く。）の一部が入札参加資格を喪失した場合で応募者が構成員及び協力企業の変更（入札参加資格を喪失した構成員及び協力企業の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員及び協力企業の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者の入札参加資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。

（イ）前号の申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

（5）入札参加資格が欠格となった場合の申出

応募者が参加資格確認基準日から落札者決定日までの間に、上記（1）、（2）の入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募者は速やかに市に申し出なければならない。

第3 事業者の募集及び選定の手順に関する事項

1 事業者の募集及び選定

本事業にかかる事業者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される予定である。

2 入札スケジュール（予定）

事業者の選定等は、次の手順及びスケジュールで行うことを予定している。

日程	内容
平成29年12月19日	実施方針（変更）、要求水準書（案）（以下、「実施方針等」という。）の公表
平成29年12月19日～平成30年1月19日	官民対話への申込受付
平成30年1月中旬～平成30年2月上旬	官民対話の実施
平成30年2月上旬	官民対話に関する対話内容の公表
平成30年2月下旬	入札公告（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案)、（以下、「入札説明書等」という。）の公表
平成30年3月	入札説明書等に関する質問及び意見の受付（第一次）
平成30年4月	入札説明書等に関する質問及び意見への回答公表（第一次）
平成30年4月	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付締切
平成30年5月	参加資格確認基準日
平成30年5月～	入札参加資格確認結果の通知
平成30年5月～平成30年6月	入札説明書等に関する質問及び意見の受付（第二次）
平成30年6月	入札説明書等に関する質問及び意見への回答公表（第二次）
平成30年7月	入札及び入札書類（提案書）の受付
平成30年9月	応募者プレゼンテーション
平成30年9月	落札者の決定及び公表
平成30年10月～	落札者との基本協定の締結、事業者との事業契約の仮契約の締結
平成30年12月	事業契約にかかる議会議決（本契約の締結）

※土曜・日曜・祝日を除く

3 入札手続

入札に関する手続等は次のとおりである。

(1) 官民対話の実施

本事業への応募希望者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募希望者の理解を深め、市の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、実施方針の公表段階において、対面方式による対話の場を設けることを予定している。

官民対話の内容については、応募希望者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、応募希望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、市ホームページ等で事後に公表する。また、官民対話に参加しない者が入札に参加することは妨げない。

①官民対話の受付

受付期間	実施方針（変更）の公表から 平成 30 年 1 月 19 日（金）午後 5 時まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付ける。 なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。
申込書の様式	官民対話参加申込書（様式 1-1）、官民対話を希望する議題（様式 1-2）を添付ファイルとして、電子メールにて下記アドレス宛に送信すること。
提出先電子メールアドレス	miceshisetsu.EPB@city.fukuoka.lg.jp
電子メールの件名	電子メールの件名は【官民対話参加申込書及び議題等】とすること。
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	福岡市 経済観光文化局 観光コンベンション部 M I C E 施設整備担当 電話：092-711-4278

②実施日時

平成 30 年 1 月中旬～平成 30 年 2 月上旬

③参加者

官民対話の参加者は、入札への参加を希望する者であれば、制限はない。
なお、単独企業、複数企業いずれで申し込むことも可とする。

④実施方法の通知

官民対話の実施日時や実施会場、参加者人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて市が決定する。申込期限後、参加申込のあった企業の担当者に実施日時の中から候補日時を複数通知するので、対応可能な日時を回答すること。

なお、その場合に上記③に示した参加者が全員参加できないことは差支えない。ただし、当初参加を希望した者以外が参加することは認めない。

(2) 閲覧資料の閲覧等

市は、閲覧資料リスト（別紙）に掲げる資料等について、入札に参加しようとする民間事業者のうち希望者（以下「閲覧希望者」という。）に対して閲覧を認める。

閲覧希望者は、関連資料閲覧申込書（様式 2-1）に必要事項を記入のうえ下記メールアドレスに電子メールにて提出すること。個別の閲覧日時・場所・方法等は、後日市が指定する。なお、入札参加表明書等提出期限日以降は、入札参加表明書等を提出している民間事業者のうち希望者に対してのみ、閲覧及び貸与を認める。

閲覧を許可する関連資料には、一般公表することを前提としていない情報も含まれているため、閲覧により得られた情報については、提案書作成のみに使用するものとし、取扱いに注意すること。また、閲覧時において、閲覧資料や入札説明書等に関する質問・意見は一切受け付けない。

閲覧期間	平成 29 年 12 月 21 日（木）から 入札及び入札書類（提案書）の受付日前日まで（土日及び祝日を除く）
閲覧時間	午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
閲覧場所	福岡市 経済観光文化局 観光コンベンション部 M I C E 施設整備担当 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 電話：092-711-4278 E-mail：miceshisetsu.EPB@city.fukuoka.lg.jp

(3) 入札公告

入札説明書等は、市ホームページにおいて公表する。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。質問の受付・回答は 2 回程度行うことを予定している。

(5) 入札参加資格確認申請書の提出

応募者は、「第2 入札参加に関する条件等」に提示した条件を満たしていることを証明するため、本事業への入札参加表明書等を入札参加表明書等提出期限日までに提出し、市から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

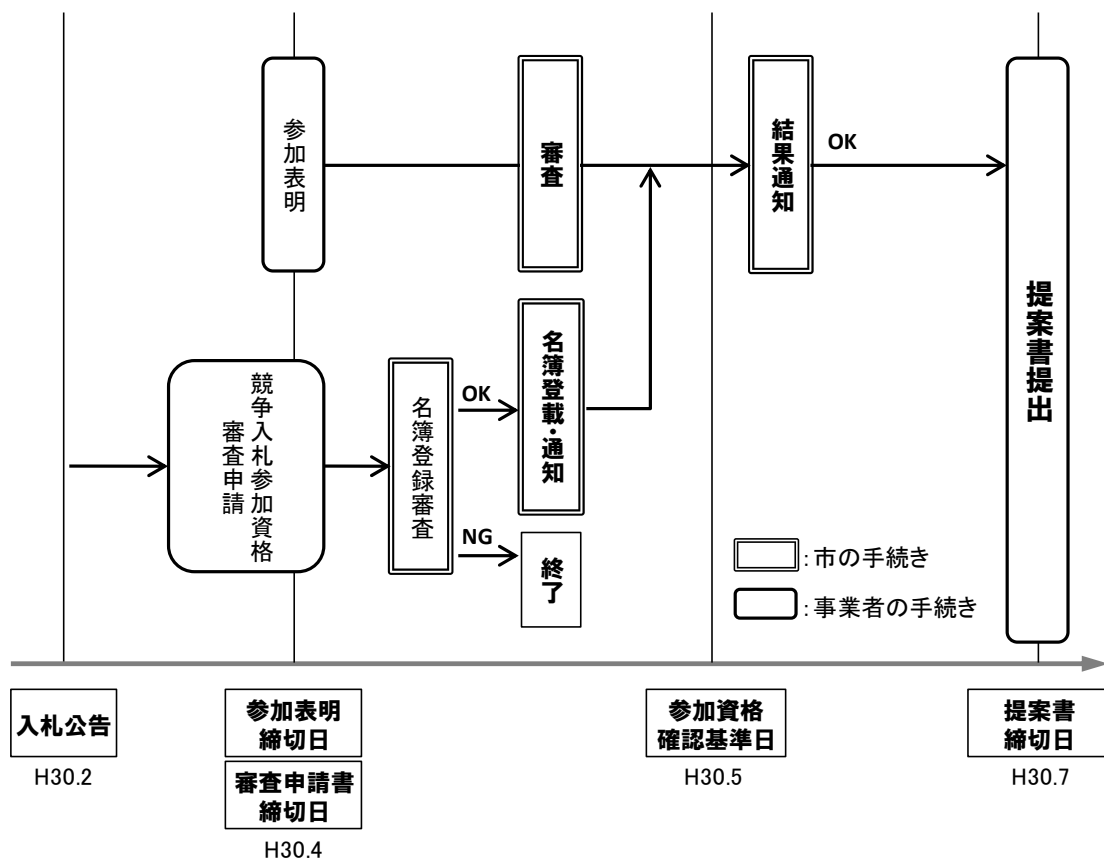
(6) 入札参加資格確認結果の通知

市は、提出された入札参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、参加資格確認基準日までに当該入札参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

資格確認の結果は、入札参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

なお、資格確認結果の通知において、入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

図表 4 参加資格確認手順等について



(7) 入札及び入札書類（提案書）の受付

市は、応募者に対し、入札書類（提案書）の提出を求める。

(8) 応募者プレゼンテーションの実施

市は、応募者に対し、提案書の内容に関する応募者プレゼンテーションを求める。実施日時、開催場所及び内容等の詳細は、提案書提出日以降に応募者の代表企業に通知する。

なお、応募者プレゼンテーションは、提案書又は提案書の抜粋版により実施するものとし、動画の使用、模型等の持込みなどは禁止する。

4 入札に関する留意事項

応募者は、入札参加資格確認申請書の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

(1) 費用負担

入札参加に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札その他の手続に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

(4) 市が提供する書類の取扱い

市が提供する資料は、入札にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 提案書類の取扱い

①著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が福岡市情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は事業者と協議の上、提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった応募者の提案書については、市が福岡市情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合を除き、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

②特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担する。

(6) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、応募者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合は、落札者決定を取り消すものとする。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- イ 虚偽の参加資格確認申請を行った者が入札したもの
- ウ 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- エ 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- オ 入札書に必要な記名押印がないもの
- カ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- キ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- ク その他入札に関する条件に違反したもの

(8) 入札の辞退

入札参加資格確認審査の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」を市に持参により提出すること。「入札辞退書」の提出期限は、入札公告時に明らかにする。

なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の一般競争入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

(9) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

(10) 落札の無効

福岡市契約事務規則第12条に定めるもののほか、入札参加資格確認申請書、誓約書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効とするため、注意すること。

(11) 苦情の申立て

本事業の入札手続きに関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成27年2月26日福岡市・福岡市水道局・福岡市交通局告示第1号）に基づき、市に対して苦情を申し立てることができる。

(12) その他

- ア 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律

第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。

イ 応募者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

ウ 応募者は、落札者の決定前に他の応募者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第4 落札者の決定

1 最優秀提案者の選定

入札参加資格を満たし、提案書を提出し、開札において予定価格の範囲内の入札書を提出した者が、最優秀提案者の選定の対象となる。

各応募者の提案書及びプレゼンテーションに基づき審査を行い、性能評価点及び価格評価点を算出したうえで、総合評価により最優秀提案者を選定する。

2 検討委員会の設置（平成28年11月24日設置）

市は、学識経験者等で構成する「福岡市第2期展示場等整備事業に係る事業者検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置している。

なお、検討委員会の委員については、以下のとおりである。

【検討委員会委員】

委員長	坂井 猛	九州大学 キャンパス計画室 教授・副室長
副委員長	岡田 知子	西日本工業大学 デザイン学部 教授
委員	太田 正隆	株式会社JTB総合研究所 MICE戦略室 主席研究員 慶應義塾大学 理工学部 特任教授
委員	真鍋 雅史	嘉悦大学 ビジネス創造学部 准教授
委員	中西 裕二	中西裕二公認会計士・税理士事務所 公認会計士・税理士
委員	大谷 雄一郎	福岡市住宅都市局 理事
委員	渡邊 恭順	福岡市経済観光文化局 理事

（敬称略、委員長、副委員長を除き順不同）

3 審査の方法

検討委員会は、「落札者決定基準」に従って、審査を行う。

4 落札者の決定

市は、検討委員会の審査結果を踏まえて落札者を決定する。

5 検討委員会事務局

検討委員会の事務局は、福岡市経済観光文化局観光コンベンション部MICE施設整備担当とする。

6 審査結果の通知

審査結果は、落札者決定後速やかに、提案書を提出した応募者の代表企業に対して通知する。

7 審査結果の公表

審査の結果及び審査の客観的評価等については、落札者決定後、市のホームページにおいて公表する。

なお、審査の結果については、審査結果の公表日より7日以内に「審査結果等に関する理由説明の要求書」を提出し、説明を求めることができる。その場合、市は説明を求めた者に対し、書面により回答する。

第5 契約手続等

1 基本協定の締結

落札者決定後速やかに、市と落札者は、入札説明書等及び提案書等に基づき、基本協定を締結する。

ただし、落札者の構成員又は協力企業が、「4 基本協定及び事業契約を締結しない場合の条件」に該当する場合は、基本協定を締結しない場合がある。

2 特別目的会社（SPC）の設立等の要件

落札者は、本事業を実施するため、事業契約の仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として、特別目的会社（以下「SPC」という。）を福岡市内に設立すること。SPCは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

応募者の構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、代表企業の議決権割合は最大となるものとし、構成員全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えるものとする。

また、すべての構成員は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。なお、構成員等が保有するSPCの株式については、市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

3 契約手続き

ア 市とSPCは、基本協定に基づいて事業契約書の内容について協議を行い、仮契約を締結する。ただし、原則として事業契約書（案）、その他入札説明書等で示した内容及び提案書等の内容を変更できないことに留意すること。

イ 仮契約は、福岡市議会で議決を得たときに本契約となる。

ウ 落札者の構成員又は協力企業が、「4 基本協定及び事業契約を締結しない場合の条件」に該当する場合は、事業契約を締結しない場合がある。

4 基本協定及び事業契約を締結しない場合の条件

落札者決定日の翌日から事業契約の承認にかかる議会の議決日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結せず、又は事業者と事業契約を締結しない場合がある。

また、落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、市は、事業契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる。この場合においては、市は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

ア 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不
適当であると認められるとき。

イ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

5 契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）及び提案書等に基づき締結するものであり、事業者
が遂行すべき統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務に関
する業務内容や支払方法等を定める。

6 契約金額

契約金額は、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

7 契約の保証

「事業契約書（案）」を参照すること。

8 契約金額の内訳の公表

市は、落札者との契約金額の内訳について、市が必要と判断した場合において、当
該金額を公表することがある。公表する金額は、入札価格内訳書に示された項目及び
金額とする。

9 融資金融機関との協議

市は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者に本事業に係る資金
を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を
締結することがある。かかる協議においては、概ね次の事項を定めることとする。

市が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項

事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に
譲渡し、又は担保提供する場合の市の書面による承諾に関する事項

融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の市との協議に関す
る事項

10 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議する
ものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

11 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とす
る。

第6 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における本施設の設計、建設、工事監理及び維持管理における業務遂行上の責任は原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者との責任分担の詳細については、「事業契約書（案）」において定めるものとする。

3 モニタリング等

市は、事業者が提供する業務内容の確認及び事業者の財務状況の把握等を目的に、モニタリングを行う。

(1) モニタリングの内容

ア 設計・建設段階

市は、事業者が行う設計業務及び建設業務等が市の定める要求水準に適合するものであるかの確認を行う。

事業者の実施する設計業務及び建設業務等の水準が市の定める水準を下回ることが判明した場合、市は業務内容の改善を求める。事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

なお、事業者は、建設業務に当たっては、建築基準法に規定される工事監理者を定め、工事監理を行うものとする。

その他、詳細なモニタリングの方法及び内容等については、「事業契約書（案）」において定めるものとする。

イ 維持管理段階

市は、事業者の実施する維持管理業務について定期的に確認を行うとともに、事業者の財務状況についても確認する。

事業者の実施する維持管理業務の水準が市の定める水準を下回ることが判明した場合には、市は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、維持管理業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

また、事業者は、融資契約に基づき金融機関及び融資団に対して随時提出される事業者の財務諸表その他の資料について、これを同時に市にも提出することを要する。

なお、詳細なモニタリングの方法及び内容、並びにサービスの対価の減額基準等については、「事業契約書（案）」において定めるものとする。

（２）モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用のうち、市が実施するモニタリングにかかる費用は、市が負担する。事業者自らが実施するモニタリング、いわゆるセルフモニタリングにかかる費用は、事業者が負担する。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市は、事業者に対して改善勧告等を行うことができ、事業者はこれに従うものとする。詳細は、「事業契約書（案）」において定めるものとする。

2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に基づき、責任の所在による改善等の対応方法に従うものとする。詳細は、「事業契約書（案）」において定めるものとする。

3 金融機関等と市の協議及び直接協定

本事業が適正に遂行されるよう、市は、事業者に融資を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することがある。

また、市は必要に応じて事業者と金融機関等が締結した融資契約書等の写しの提出を求めることがある。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、事業者が自らのリスクで実行することとする。また、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第9 その他

1 特定事業の選定の取消し

入札参加がない場合等においては、市は特定事業の選定を取り消す場合があり、その旨は速やかに公表する。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

3 問い合わせ先

場 所 福岡市 経済観光文化局 観光コンベンション部 MICE施設整備担当
住 所 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
電 話 092-711-4278
FAX 092-733-5901
E-mail miceshitsu.EPB@city.fukuoka.lg.jp
HP アドレス http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/room_mng/business/MICE.html

別紙 閲覧資料リスト

種別	資料名
マリンメッセ福岡	(仮称) 福岡市第1期展示場新築工事 意匠図
	(仮称) 福岡市第1期展示場新築電気設備工事 竣工図
	(仮称) 福岡市第1期展示場新築空調設備工事 施工図
	(仮称) 福岡市第1期展示場新築衛生設備工事 施工図
	(仮称) 福岡市第1期展示場新築消火設備工事 施工図
	(仮称) 福岡市第1期展示場新築都市ガス工事委託 施工図
	(仮称) 福岡市第1期展示場新築昇降機設備工事 完成図書
	マリンメッセ福岡外構衛生設備工事 竣工図・施工図
	(仮称) 福岡市大型展示場新築工事 防災計画書
	マリンメッセ福岡外構工事 竣工図
マリンメッセ福岡国際会議場間配線図	
福岡国際会議場	福岡国際会議場(仮称)新築工事 意匠図
	福岡国際会議場新築電気設備工事 竣工図
	福岡国際会議場駐車場整備工事 施工図
敷地	地中埋設物調査業務委託 報告書
	地歴調査業務委託 報告書
	土壌汚染調査業務委託 報告書
	福岡市コンベンションゾーンにおける地質調査業務委託 報告書(その1)(その2)
	発生汚水量及び流下能力等検討資料
その他	福岡市公共サインマニュアル
	福岡市都市サインデザインマニュアル(案)

※表中の「(仮称) 福岡市第1期展示場」及び「(仮称) 福岡市大型展示場」はマリンメッセ福岡を指す。